

釧路市未整備森林間伐促進事業費補助金申請の取扱い

釧路市未整備森林間伐促進事業に係る補助金交付申請の取扱いについては、釧路市未整備森林間伐促進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日付。以下「交付要綱」という。）によるほか、この取扱いによるものとする。

第1 補助対象となる事業の取扱い

1 交付要綱第4の1における「森林所有者への意向調査」の対象となる森林、又は同等の要件と認められる箇所」とは、北海道が作成する森林調査簿（以下「森林調査簿」という。）において、樹種がカラマツ・トドマツ・アカエゾマツのいずれかの人工林で、かつ森林疎密度8以上の森林とする。

2 交付要綱第4の2における「釧路市森林整備計画における標準的な間伐の時期（林齢）において適切に間伐が行われていない箇所」は以下のいずれかの場合とする。

（1）釧路市森林整備計画において定められている標準的な間伐の時期（林齢）の2回目の時期を超えている林齢（下表のとおり）の森林で、森林調査簿において施業（伐採）履歴が無い場合。

樹種	林齢
カラマツ	27年生以上
トドマツ	31年生以上
アカエゾマツ	31年生以上

（2）森林調査簿において、最終施業（伐採）履歴から概ね20年以上が経過している森林

第2 交付申請の取扱い

交付要綱第6に定める補助金交付申請が市長へ提出された場合は、市長は申請を受理した順に審査を行い、適当と認められる場合は、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。